

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

2025 年 11 月 7 日

株式会社ヤマザワ

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

2025 年 11 月 7 日

山形県山形市あこや町三丁目 8 番 9 号
株式会社ヤマザワ
代表取締役 古山 利昭

当社は、株式会社東北ナイス（以下、「承継会社」といいます。）との間で、2025 年 9 月 30 日付けで締結した吸収分割契約書（以下、「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、当社が秋田県で 6 店舗のスーパーマーケットを展開するよねや事業、並びにその周辺事業であるフィットネス事業、宝くじ事業及び不動産事業（以下、「対象事業」といいます。）を、承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関しましては、2025 年 10 月 14 日より事前開示書面の備置を開始しておりますが、2025 年 11 月 5 日付けで、本吸収分割の効力発生日の変更に係る「吸収分割契約書に関する変更契約書」を締結したことに伴い、事前開示書面の内容に変更が生じたので、会社法施行規則第 183 条第 7 号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は、事前開示書面の項目番号に対応しております。

記

1. 本吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

次の事項を追加いたします。

「なお、当社は、本吸収分割の効力発生日を 2026 年 2 月 20 日に変更すべく、2025 年 11 月 5 日付けで、承継会社との間で本吸収分割に係る吸収分割契約変更契約を締結いたしました。内容は別紙「吸収分割契約書に関する変更契約書」に記載のとおりです。」

以 上

吸収分割契約書に関する変更契約書

株式会社ヤマザワ（以下「**分割会社**」という。）及び株式会社東北ナイス（以下「**承継会社**」という。）は、分割会社と承継会社との間で締結された 2025 年 9 月 30 日付吸収分割契約書（以下「**原契約**」という。）に関し、以下のとおり変更契約（以下「**本変更契約**」という。）を締結する。

第 1 条（本効力発生日の変更）

原契約第 5 条第 2 項の定めに従い、本効力発生日を以下のとおり変更する。

（変更前）2025 年 12 月 1 日

（変更後）2026 年 2 月 20 日

第 2 条（その他）

本変更契約に定めがある事項を除き、原契約のその他の規定は、何らの変更もなく有効に存続する。

以上の合意を証するため、本変更契約の当事者は、本書 2 通を作成の上、各 1 通を保管するものとする。

2025 年 11 月 5 日

分割会社： 山形県山形市あこや町三丁目 8 番 9 号
株式会社ヤマザワ
代表取締役 古山 利昭

承継会社： 秋田市御所野湯本六丁目 2 番 40 号
株式会社東北ナイス
代表取締役 齋藤 寛之